

### 3 長寿社会局

#### (1) 高齢者支援課 事業体系

「(新)」は新規事業、「(単)」は県単独事業  
「[4カ年]」は熊本復旧・復興4カ年戦略関連事業を表す

頁

高齢者保健福祉施策の企画・運営	高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画等 評価・推進事業(単)[4カ年]	62	
要介護高齢者に対する 取組み	介護基盤緊急整備等事業(単)[4カ年]	62	
	施設開設準備経費助成特別対策事業(単)[4カ年]	63	
	老人福祉施設整備等事業(単)[4カ年]	63	
	指定サービス事業者管理事業	64	
	介護保険苦情処理体制整備事業(単)	64	
	介護サービス情報の公表制度支援事業	64	
	介護人材キャリアパス導入等支援事業	65	
	介護人材確保対策推進事業(単)[4カ年]	65	
	介護職員等によるたんの吸引等のための研修 事業(単)[4カ年]	66	
	介護アシスタント育成事業(単)[4カ年]	66	
	軽費老人ホーム事務費補助事業(単)	66	
	老人福祉法等施行事務費(単)	67	
	看取り空間整備支援事業(単)	67	
	介護職員勤務環境改善支援事業(単)[4カ年]	68	
	熊本県介護人材確保推進補助事業(交通アクセ ス困難地域対象)(単)[4カ年]	68	
生涯現役社会の実現 に向けた取組み	生きがい対策	明るい長寿社会づくり推進事業(単)[4カ年]	69
		高齢者能力活用推進事業(単)[4カ年]	69
		高齢者のいきがい就労推進事業(単)[4カ年]	69
		県・市町村老人クラブ連合会活動推進事業[4カ年]	70
		単位老人クラブ活動推進事業[4カ年]	70
		シルバーヘルパー活動推進事業[4カ年]	71
		老人週間行事(単)	71
健康福祉政策の推進 体制の整備	保健・医療・福祉を支 える人材の育成	福祉人材センター運営事業[4カ年]	72
		福祉人材緊急確保事業(単)[4カ年]	72
		外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業[4カ年]	73
		介護福祉士修学資金等貸付事業費補助(県負 担分)(単)[4カ年]	73

高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画等評価・推進事業単【4カ年】

(事業開始年度：平成12年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
平成30年度予算額	3,144千円	(根拠法令等) 老人福祉法第20条の9、第20条の10、第20条の11 介護保険法第118条、第119条 高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条	
平成29年度予算額	2,876千円		

<目的>

県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画(長寿・安心・くまもとプラン)及び県高齢者居住安定確保計画(くまもと・長寿・あんしん・住まいプラン)の進捗状況や、その後の情勢変化等により生じた問題点等を評価・分析し、県民に公表するとともに、市町村に対しても適切な施策の進め方等を適宜助言していくことで介護保険事業を含む高齢者福祉施策の計画的推進を図ることを目的とする。

<事業内容>

- 1 熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会保健福祉推進部会の開催
- 2 長寿・安心・くまもとプラン及びくまもと・長寿・あんしん・住まいプランの進捗状況の把握
- 3 介護保険事業を含む高齢者福祉施策の円滑な運営のための市町村への助言
- 4 長寿・安心・くまもとプラン等に掲げる施策の進捗状況の評価・分析

介護基盤緊急整備等事業単【4カ年】

(事業開始年度：平成21年度)

実施主体	市町村、社会福祉法人等	負担割合	県10/10(地域医療介護総合確保基金(介護分)) (事業内容欄の補助単価に単位数を乗じて得た額を上限とし、残りは設置者負担)
平成30年度予算額	832,964千円	(根拠法令等) 老人福祉法第20条の11、介護保険法第120条	
平成29年度予算額	1,354,744千円		

<目的>

地域密着型介護老人福祉施設等の施設整備等を行う市町村等に対して、その施設整備費を助成する。

<対象施設>

地域密着型特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護予防拠点、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等

<事業内容>

施設種別	補助単価	単位
地域密着型特別養護老人ホーム	4,270千円	床数
認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所	32,000千円	施設数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5,670千円	施設数
介護予防拠点	8,500千円	施設数
特別養護老人ホーム(多床室)のプライバシー保護のための改修	700千円	床数
介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備	創設	1,930千円
	改築	2,930千円
	改修	964千円

施設開設準備経費助成特別対策事業単【4カ年】

(事業開始年度：平成21年度)

実施主体	市町村、社会福祉法人等	負担割合	県10/10(地域医療介護総合確保基金(介護分)) (事業内容欄の補助単価に単位数を乗じて得た額を上限とし、残りは設置者負担)
平成30年度予算額	193,879千円	(根拠法令等)	
平成29年度予算額	217,980千円	老人福祉法第20条の11、介護保険法第120条	

<目的>

施設の開設時から安定した質の高いサービスを提供するため、老人福祉施設等の整備を行う市町村、社会福祉法人等に対して、施設の開設準備に要する経費(人件費、研修費、備品費等)を助成する。

<対象施設>

広域型特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等

<事業内容>

施設種別	補助単価	単位
広域型特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所	621千円	定員数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	10,300千円	施設数
介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備	156千円	定員数

老人福祉施設整備等事業単【4カ年】

(事業開始年度：昭和38年度)

実施主体	市町村、社会福祉法人等	負担割合	県10/10 (事業内容欄の配分基礎単価に単位数を乗じて得た額を上限とし、残りは設置者負担)
平成30年度予算額	150,000千円	(根拠法令等)	
平成29年度予算額	192,000千円	老人福祉法第20条の11	

<目的>

老人福祉施設等の整備(改築)及び耐震改修を行う市町村、社会福祉法人等に対して、その施設整備費を助成する。  
(一部事務組合を含み、政令市を除く)

<対象施設(整備区分)>

特別養護老人ホーム(改築、耐震改修)、養護老人ホーム(改築、耐震改修)

<事業内容>

対象事業	施設種別	配分基礎単価	単位
老人福祉施設整備等事業	養護老人ホーム	3,200千円	整備床数
	特別養護老人ホーム(定員30人以上)	2,400千円	
耐震改修支援事業	養護老人ホーム	30,000千円	施設数
	特別養護老人ホーム(定員30人以上)		

## 指定サービス事業者管理事業

(事業開始年度：平成11年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2、県1/2(システム改修のみ) 県10/10(システム改修以外)
平成30年度予算額	5,463千円	(根拠法令等)	
平成29年度予算額	13,204千円	介護保険法、同法施行令及び同法施行規則等	

### <目的>

介護保険法第41条第1項等に基づき、知事は介護サービスを提供する居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者及び介護保険施設の指定等を行うが、当該事業者等に係る情報の管理を行うとともに、介護サービスの利用者等に対し、サービスが適切に提供されるよう、指定等を行った事業者等の指導を行う。

### <対象>

指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護老人福祉施設、  
介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、指定介護医療院

### <事業内容>

指定を行った介護サービスを提供する事業者等のサービス提供体制等情報の管理を適切に行う。

また、介護給付費等対象サービスの質の確保及び介護給付費請求の適正化を図るため、事業者等に対し、指導及び監査を行う。

## 介護保険苦情処理体制整備事業単

(事業開始年度：平成12年度)

実施主体	熊本県国民健康保険団体連合会	負担割合	県10/10
平成30年度予算額	3,060千円	(根拠法令等)	
平成29年度予算額	3,060千円	介護保険法第176条第1項第3号	

### <目的>

国民健康保険団体連合会(国保連)が行う介護サービスについての苦情処理が、保険者(市町村)及び県との連携のもと、円滑に推進されるよう、その体制整備及び運営に対して助成する。

### <対象>

熊本県国民健康保険団体連合会

### <事業内容>

国保連では、居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護保険施設等での介護サービスについて、利用者からの苦情を受け付けて調査を行い、改善が必要な場合は事業者に対して指導・助言を行い、その処理結果を申立人に通知する。

なお、事業者に指定基準違反の疑いがある場合には、その旨を県に連絡する。

## 介護サービス情報の公表制度支援事業

(事業開始年度：平成18年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2
平成30年度予算額	2,514千円	(根拠法令等)	
平成29年度予算額	2,759千円	介護保険法第115条の35	

### <目的>

利用者が介護サービス事業者を選択するにあたっての判断に資するため、介護サービス情報を円滑かつ容易に取得できる環境を整備する。

介護サービス情報は、介護サービス情報公表システム(<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>)で公表する。

### <事業内容>

「介護サービス情報の公表」制度の運営管理及び普及・啓発

## 介護人材キャリアパス導入等支援事業

(事業開始年度：平成29年度)

実施主体	県(一部委託)	負担割合	国10/10
平成30年度予算額	24,889千円	(根拠法令等)	
平成29年度予算額	12,908千円		

### <目的>

介護職員がキャリアアップを図れる環境を実現するために、介護施設や事業所にキャリアアップの導入を促すとともに、介護職員処遇改善加算の取得を支援することで、給与面での処遇を改善し、介護職員の就業促進・育成・定着を図る。

### <事業内容>

介護報酬処遇改善加算に関する制度の周知・広報を行い、加算の取得を促進するとともに、介護保険事業所への助言(主に電話)及び専門家(社労士等)を事業所に派遣し、加算取得のための具体的な助言、指導を行う。

## 介護人材確保対策推進事業 単【4力年】

(事業開始年度：平成23年度)

実施主体	別記(事業ごとに記載)	負担割合	県10/10(地域医療介護総合確保基金(介護分)) 別記(事業ごとに記載)
平成30年度予算額	24,141千円	(根拠法令等) 介護保険法第118条第3項第3号 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針	
平成29年度予算額	15,273千円		

### <目的>

今後の高齢者人口の増加に伴う要介護者の増加や少子化による労働力人口の減少等により、介護人材の不足が確実に見込まれ、喫緊の課題となっている。このため、介護人材確保対策として、介護職の魅力、専門性等をPRする広報・啓発や、就労促進のための研修等を実施することにより、介護人材の確保・定着を図っていく。

### <事業内容>

- 1 熊本県介護人材確保対策推進協議会の開催(事業主体：県)(負担割合：基金10/10)
- 2 介護人材確保啓発事業
  - (1)PRパンフレットの作成・配布(実施主体：県)(負担割合：基金10/10)
  - (2)介護の日関連イベントへの助成(実施主体：介護の日inくまもと実行委員会  
地域版(一社)熊本県介護福祉士会)  
(負担割合：基金10/10(600千円を上限とし、残りは実施主体負担)  
基金10/10(498千円を上限とし、残りは実施主体負担))

新 (3)介護啓発イベントの開催及び広報啓発(負担割合：基金10/10)

- 3 介護職員定着支援事業(実施主体：施設団体等)(負担割合：基金10/10(1,250千円を上限とし、残りは実施主体負担))

介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業単【4カ年】

(事業開始年度：平成23年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10(地域医療介護総合確保基金(介護分)) *手数料は自己負担
平成30年度予算額	6,982千円	(根拠法令等)	
平成29年度予算額	7,713千円	社会福祉士法及び介護福祉士法	

<目的>

特別養護老人ホーム等において、医療職との連携・協力の下に、医療的ケアのニーズが高い入居者等に対して、介護職員等によるたんの吸引等の医療的ケアの適切な実施を可能とするための研修を行う。

<事業内容>

国が実施する講習を受講した医師・看護師が講師となる介護職員等を対象とした「喀痰吸引等研修(基本研修、実地研修)」及び喀痰吸引等研修の実地研修において介護職員等の指導・評価を行う医師・看護師を対象とした「指導者養成講習」を実施する。

介護アシスタント育成事業単【4カ年】

(事業開始年度：平成28年度)

実施主体	各施設(団体)等	負担割合	県10/10(地域医療介護総合確保基金(介護分)) (6,399千円を上限とし、残りは実施主体負担)
平成30年度予算額	13,308千円	(根拠法令等)	
平成29年度予算額	13,308千円	介護保険法第118条第3項第3号 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針	

<目的>

今後の高齢者人口の増加に伴う要介護者の増加や少子化による労働力人口の減少等により、介護人材の不足が確実に見込まれ、喫緊の課題となっている。このため、介護施設で周辺の業務に従事する介護アシスタントを導入し、介護専門職(介護福祉士等)が専門的な業務に専念できる環境を構築することで、介護現場の担い手確保、負担軽減を図る。

<事業内容>

介護アシスタントを導入する施設(団体)等が実施する次の取組みに対して助成する。

- 1 介護アシスタントとして働くことを希望する者の募集
- 2 受入先施設の募集
- 3 参加者に従事させる業務の検討
- 4 参加希望者を対象とした職場見学や事前説明会の実施
- 5 参加希望者と受入先施設のマッチング
- 6 受入先施設での雇用(3ヶ月程度)

軽費老人ホーム事務費補助事業単

(事業開始年度：昭和48年度)

実施主体	社会福祉法人	負担割合	県10/10
平成30年度予算額	498,478千円	(根拠法令等)	
平成29年度予算額	492,467千円	老人福祉法第20条の11	

<事業内容>

身体機能の低下、家庭環境等の理由により居宅において生活することが困難な高齢者が低額な料金を軽費老人ホームを利用できるよう、軽費老人ホーム設置者が、利用者から徴収する利用料(事務費相当分)を減免した場合にその減免額について助成する(熊本市に所在する軽費老人ホームを除く)。

<軽費老人ホーム事務費補助額>

(単位：千円)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
実績額	465,442	455,011	455,505	457,283	461,594	470,202	470,224	488,243

老人福祉法等施行事務費 単

(事業開始年度：平成26年度)

実施主体	県	負担割合	別記(事業ごとに記載)
平成30年度予算額	3,834千円	(根拠法令等)	
平成29年度予算額	3,711千円	老人福祉法第6条の2、第29条	

<目的>

老人福祉法の適正な執行を図るため、老人福祉施設に対する指導及び市町村に対する助言を行う。

<事業内容>

- 1 福祉サービス連絡調整事業(負担割合：県10/10)  
管内市町村における福祉サービスの均衡ある向上を図るため、広域本部(地域振興局)ごとに管内市町村の福祉担当者との協議調整の場として「福祉サービス連絡調整会議」を開催し、各市町村担当者が状況の変化に応じて適切な対応ができるよう課題等の整理を行う。
- 2 老人ホーム入所措置事務支援事業(負担割合：県10/10)  
養護老人ホーム措置事務に係る助言・支援を行い、措置事務の適正な実施を確保する。
- 3 有料老人ホーム運営研修事業(負担割合：基金10/10(地域医療介護総合確保基金(介護分))  
有料老人ホームの施設長等を対象とした研修を行い、有料老人ホームの運営の質の向上を通じて、高齢者の良質な住まいの確保を図る。

看取り空間整備支援事業 単

(事業開始年度：平成26年度)

実施主体	社会福祉法人、医療法人等	負担割合	県10/10(地域福祉基金) (1団体あたり、1,000千円を上限とし、残りは設置者負担)
平成30年度予算額	3,000千円	(根拠法令等)	
平成29年度予算額	4,000千円	熊本県看取り空間整備支援事業補助金交付要領 熊本県地域福祉基金運営要綱	

<目的>

特別養護老人ホーム(以下、「特養」という。)及び介護老人保健施設(以下、「老健」という。)における看取り空間の整備を支援し、入所者が施設内で安心して最期を迎えることが出来る環境を整備する。

<事業内容>

特養(所在地が熊本市のもの、定員が29人以下のもの、全室個室であるものを除く)及び老健(所在地が熊本市のもの、全室個室であるものを除く)が行う看取り空間の整備に要する経費に対して、次の内容で助成する。

- 1 補助対象事業者  
熊本県内で特養(所在地が熊本市のもの、定員29人以下のもの、全室個室であるものを除く。)及び老健(所在地が熊本市のもの、全室個室であるものを除く)を運営する社会福祉法人、医療法人等
- 2 補助対象経費  
看取り空間の整備に要する工事費、備品購入費等  
(備品購入費の割合は、工事費(工事請負費)の50%に相当する額を限度額とする。)
- 3 補助金額  
1,000千円(1団体当たりの上限額)

介護職員勤務環境改善支援事業 単【4力年】

(事業開始年度：平成29年度)

実施主体	介護サービス事業者等	負担割合	県10/10(地域医療介護総合確保基金(介護分)) (1機器につき30万円を上限とし、残りは実施主体負担。ただし、1機器につき60万円未満のものは1/2を上限。)
平成30年度予算額	6,363千円	(根拠法令等) 介護保険法第118条第3項第3号 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針	
平成29年度予算額	5,036千円		

<目的>

介護職員の職業病ともいえる腰痛の撲滅など、身体的負担の軽減等を目的として、介護施設における介護ロボットの導入等を支援し、介護職への就職者の増加(離職者の減少)につなげる。

<事業内容>

職員の勤務環境改善に向け、積極的に介護ロボットの導入を行う介護保険施設等に対し、1機器につき1/2を助成(上限30万円)。ただし、施設・居住系サービスは、利用定員数を10で除した数を限度台数とし、在宅系サービスは、利用定員数を20で除した数を限度台数とする。

熊本県介護人材確保推進補助事業 (交通アクセス困難地域対象) 単【4力年】

(事業開始年度：平成28年度)

実施主体	社会福祉法人等	負担割合	県1/2(地域医療介護総合確保基金(介護分)) 事業者1/2(一泊あたり5万円を上限とし、残りは事業者負担)
平成30年度予算額	3,000千円	(根拠法令等)	
平成29年度予算額	6,300千円		

<目的>

熊本地震発災後、阿蘇地域における交通アクセスが困難な状況下、冬場の降雪や道路凍結等による交通止めや渋滞が懸念される中で、対象地域の介護施設等における職員の就労環境の整備を支援することで、地域の介護職員の身体的負担を軽減し、継続就労につなげるとともに、介護人材の流出を防止することによって、介護を必要とする利用者への適正な福祉サービス提供を推進する。

<事業内容>

対象地域の介護施設等を運営する法人が、帰宅困難職員の宿泊等を支援する際に要する費用等の1/2(一泊当たり5,000円上限)を助成する。

- ・対象地域：阿蘇郡市に所在する次の施設
- ・対象施設：指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(以上、公設の施設等は除く)
- ・対象職員：介護職員、介護従事者、支援員、看護師、准看護師



明るい長寿社会づくり推進事業単【4カ年】

(事業開始年度：平成3年度)

実施主体	(一財)熊本さわやか長寿財団	負担割合	県10/10(26,070千円を上限とし、残りは実施主体負担)
平成30年度予算額	26,070千円	(根拠法令等)	
平成29年度予算額	26,070千円	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業について(H1.10.19 老福第187号)	

<目的>

少子高齢化が進捗し、高齢者が地域で安心して暮らせる社会づくりが重要となる中で、高齢者が中心となって地域を活性化し、また、見守り活動等で高齢者相互の支援を行う担い手となることが期待されている。

このため、(一財)熊本さわやか長寿財団の実施する高齢者の生きがい・健康づくりや社会参加活動の推進に資する事業に助成する。

<事業内容>

- 1 啓発・普及事業
  - (1)情報誌の発行 (2)ホームページの管理運営
- 2 スポーツ・文化振興、指導者育成事業
  - (1)熊本さわやか大学の運営 (2)シルバースポーツ交流大会の開催
  - (3)全国健康福祉祭(ねんりんピック)への選手派遣 等
- 3 法人管理費 法人運営に関する人件費、事務費の助成

高齢者能力活用推進事業単【4カ年】

(事業開始年度：昭和59年度)

実施主体	(一財)熊本さわやか長寿財団	負担割合	県10/10(15,404千円を上限とし、残りは実施主体負担)
平成30年度予算額	15,440千円	(根拠法令等)	
平成29年度予算額	15,440千円	熊本県高齢者無料職業紹介事業運営要項	

<目的>

高齢期になっても生涯現役で活躍できるよう、高齢者の能力を生かした積極的な社会活動を推進し、生きがいづくりを促すとともに、生活の安定を図るため、就職を希望する高齢者(概ね65歳以上)に無料で職業紹介を行う。

<内容>

熊本県総合福祉センター内に「高齢者無料職業紹介所」を、各地域振興局に「高齢者能力活用推進員」を設置し、管内企業の訪問等により高齢者雇用の職場を開拓し、職業紹介を行う。

高齢者のいきがい就労推進事業単【4カ年】

(事業開始年度：平成29年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
平成30年度予算額	4,135千円	(根拠法令等)	
平成29年度予算額	5,885千円	高齢者等の雇用の安定等に関する法律	

<目的>

高齢者が知識や経験を生かし活躍できる「生涯現役社会」の実現のため、就労のマッチング機関、事業者団体や高齢者団体等と連携し、高齢者の多様な就業機会の確保を支援する環境を整備することで、元気高齢者を中心として、本人の希望や能力に合う就労を推進するとともに、事業者の人材不足の解消を図る。

<事業内容>

就労のマッチング機関、事業者団体、高齢者団体等で構成する「熊本県生涯現役促進地域連携協議会」の運営等

県・市町村老人クラブ連合会活動推進事業【4カ年】

(事業開始年度：昭和38年度)

実施主体	別記(事業ごとに記載)	負担割合	別記(事業ごとに記載)
平成30年度予算額	22,488千円	(根拠法令等) 老人福祉法第13条第2項	老人クラブ活動等事業実施要綱、老人クラブ等事業運営要綱
平成29年度予算額	22,748千円		

<目的>

老人クラブ活動等の一層の活性化を図り、高齢者の生きがい・健康づくりや地域・社会貢献活動、介護予防活動を推進するため、県老人クラブ連合会及び市町村老人クラブ連合会に対して助成する。

<内容>

- 1 市町村老人クラブ連合会の活動促進に対する助成  
(実施主体：市町村老人クラブ連合会 負担割合：国1/3 県1/3 市町村1/3)  
市町村老人クラブ連合会が行う調査研究、啓発広報活動、生きがいと健康づくりに資する事業催物、研修などの各種事業に対して助成する。
- 2 市町村老人クラブ連合会健康づくり推進事業  
(実施主体：市町村老人クラブ連合会 負担割合：国1/3 県1/3 市町村1/3)  
市町村老人クラブ連合会が行う高齢者の健康づくりに関する実践活動、健康に関する知識等についての普及・啓発、心の健康づくりに関する事業などに対して助成する。
- 3 老人クラブ活動推進員設置事業  
(実施主体：(公社)熊本県老人クラブ連合会 負担割合：国1/2 県1/2)  
高齢化を迎え、高齢者の社会参加を促進するために、単位老人クラブや市町村老人クラブ連合会が行う活動を指導・助言する活動推進員を県老人クラブ連合会に設置する(2人設置)。
- 4 県老人クラブ連合会運営費助成事業  
(実施主体：(公社)熊本県老人クラブ連合会 負担割合：県10/10)  
単位老人クラブ及び郡・市町村老人クラブ連合会の育成指導とクラブ活動の推進を図るため、熊本県老人クラブ連合会に対し、その活動運営費を助成する。
- 5 県老人クラブ連合会健康づくり支援事業  
(実施主体：(公社)熊本県老人クラブ連合会 負担割合：国1/2 県1/2)
  - (1)「健康・生きがいづくり推進委員会」の開催
  - (2)「健康づくり推進員」フォローアップ研修会の開催
  - (3)「健康づくり講演会、健康づくり活動実践報告会」の開催
  - (4)広報啓発活動(チラシ作成や機関誌への掲載・事例集の作成等)
  - (5)高齢者の体力測定の実施・モデル事業の推進(体力測定、健康ウォーキング)

単位老人クラブ活動推進事業【4カ年】

(事業開始年度：平成17年度)

実施主体	県内単位老人クラブ(指定都市を除く)	負担割合	国1/3 県1/3 市町村1/3
平成30年度予算額	38,720千円	(根拠法令等) 老人福祉法第13条第2項	老人クラブ活動等事業実施要綱、老人クラブ等事業運営要綱
平成29年度予算額	39,380千円		

<目的>

老人クラブにおける生きがい・健康づくり活動を活性化することにより、高齢者の介護予防を促進し、また、あわせて高齢者の知識や技術等を活かした地域の身近な課題解決に向けた取組みを促進するため、県内(熊本市を除く)の単位老人クラブに助成する。

<事業内容>

老人クラブの生きがい・健康づくり活動や地域貢献活動等に対して助成する。

シルバーヘルパー活動推進事業【4カ年】

(事業開始年度：平成13年度)

実施主体	・県(公社)熊本県老人クラブ連合会へ委託(事業1) ・(公社)熊本県老人クラブ連合会(事業2,3)	負担割合	別記(事業ごとに記載)
平成30年度予算額	6,075千円	(根拠法令等) 老人福祉法第13条第2項 老人クラブ活動等事業実施要項、老人クラブ等事業運営要綱 熊本県地域福祉基金運営要綱	
平成29年度予算額	5,616千円		

<目的>

元気な高齢者が、ひとり暮らしや体の弱い高齢者の方を訪問し、話し相手や日常生活の援助などを行う友愛訪問活動(シルバーヘルパー活動)の活性化を図り、高齢者同士が互いに支えあう心豊かな地域社会づくりに貢献する。

<事業内容>

- 1 シルバーヘルパー等養成事業 (負担割合：県10/10)  
シルバーヘルパー及びその指導者(養成研修で指導をしたり、友愛訪問活動時に中心となり活躍する。)の養成を行う(公社)熊本県老人クラブ連合会へ委託。
- 2 シルバーヘルパー活動支援事業(負担割合：国1/2 県1/2)  
全県域で継続して充実した友愛訪問活動が展開できるよう、啓発活動、モデル地区の指定、連絡会議の開催を行う。
- 3 元気老人クラブ活動広報推進事業(負担割合：国1/2 県1/2)  
老人クラブの活動事例の発表や講演などを実施し、一堂に会する発信の機会を設け、老人クラブ会員等の意識啓発を図る。また、活動事例等をまとめたパンフレットを作成し、広報啓発活動を行う。

老人週間行事単

(事業開始年度：昭和59年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
平成30年度予算額	236千円	(根拠法令等) 国民の祝日「敬老の日」の設定について(S41.6.25 厚生省社会局長通知) 「敬老の日」を中心とする行事について(S41.7.12 厚生省社会局老人福祉課長通知) 国民の祝日に関する法律及び老人福祉法の一部改正する法律の公布について(H13.6.25 厚生労働省老建局長通知)	
平成29年度予算額	236千円		

<事業内容>

多年にわたり社会の進展に寄与された高齢者を敬愛し、その長寿を祝うとともに、高齢者対策についての県民の理解と関心を深めるため、「老人の日・老人週間」にあわせて、次の行事を行う。

- ・記念品の贈呈(県内最高齢者)：県内最高齢者に対し、記念品を贈呈する。
- ・ご長寿かがやきよかライフ表彰：概ね100歳で、生きがいを持ちながら自分らしくかがやいて長寿を楽しんでいる元気高齢者を表彰する。

## 福祉人材センター運営事業【4カ年】

(事業開始年度：平成4年度)

実施主体	県(委託先：(福)熊本県社会福祉協議会)	負担割合	別記(事業ごとに記載)
平成30年度予算額	23,595千円	(根拠法令等)	社会福祉法第93条及び94条 生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱(国)
平成29年度予算額	23,553千円		

### <目的>

福祉分野への就労を支援・促進するとともに、経営者や従事者に対する研修等を実施し、質の高い福祉人材の確保を図る。

### <対象>

社会福祉事業従事者、社会福祉事業経営者、社会福祉事業に従事しようとする者

### <事業内容>

- 1 福祉人材センター運営事業(負担割合：国1/2 県1/2(事業費の一部は地域福祉基金10/10))  
熊本県社会福祉協議会に委託して、次の取組みを実施する。
  - (1)無料職業紹介(就労あっせん)
  - (2)再就職促進事業(再就職等の支援セミナー)
  - (3)説明会・講習会(就職面談会に向けて福祉職を目指す学生等への情報提供や講座等)
  - (4)養成学校進路指導者等との連絡会議
- 2 福祉・介護人材確保推進事業(負担割合：県10/10)  
厚生労働省、全国社会福祉協議会が主催する全国会議への派遣(県直接実施)

## 福祉人材緊急確保事業単【4カ年】

(事業開始年度：平成21年度)

実施主体	県(委託先：(福)熊本県社会福祉協議会)	負担割合	県10/10(地域医療介護総合確保基金(介護分))
平成30年度予算額	39,864千円	(根拠法令等)	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条
平成29年度予算額	29,375千円		

### <目的>

近年の福祉分野における人材確保の厳しい状況を踏まえ、福祉人材の参入促進、資質向上及び定着支援のための取組みを推進する。

### <事業内容>

- 1 福祉人材緊急確保事業  
熊本県社会福祉協議会に次の事業を委託して実施する。
  - (1)福祉人材参入促進事業  
熊本県社会福祉協議会にコーディネーターを配置し、福祉施設職員と養成校生等との座談会、中学生と保護者を対象とした地元の施設従事者による出前講座、学生等を対象とした職場体験、一般求職者等を対象とした福祉入門セミナー、広報啓発等を通じ、福祉に対するイメージアップを図ることで、将来にわたって人材の安定的な参入促進を図る。
  - (2)福祉人材マッチング機能強化事業  
熊本県社会福祉協議会に専門員を配置し、施設・事業所の求人ニーズの把握と求職者の適性の確認及び就業後のフォローアップ、合同面接会の開催、事業所への求人に係るアドバイザー派遣等により、人材の円滑な参入と確実な定着を図る。
- 新2 福祉高校生育成支援事業  
熊本県高等学校教育研究会福祉部会に対し、福祉高校生の介護福祉士国家試験受験資格等に係る経費を助成する。

外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業【4カ年】

(事業開始年度：平成26年度)

実施主体	受入施設等	負担割合	別記(事業ごとに記載)
平成30年度予算額	1,490千円	(根拠法令等)	生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱(国)
平成29年度予算額	1,724千円		

<目的>

経済連携協定(EPA)に基づく、外国人介護福祉士候補者を受け入れる個々の施設では、候補者に対し日本語の学習や介護分野の専門学習、学習環境の整備及び研修担当者の活動に必要な経費が発生することから、それらの費用に対する助成を行う(候補者は、4年の間に介護福祉士資格の習得を目指す)。

<事業内容>

- 1 受入施設が行う候補者の日本語学習や介護分野の専門学習の費用、学習環境整備の費用  
(負担割合：国10/10(候補者一人あたり235千円を上限とし、残りは受入施設の負担))
- 2 外国人介護福祉士候補者の喀痰吸引等研修の受講に要する経費  
(負担割合：国10/10(候補者一人あたり95千円を上限とし、残りは受入施設の負担))
- 3 受入施設の研修担当者の活動に対する費用  
(負担割合：国10/10(1施設あたり80千円を上限とし、残りは受入施設の負担))

介護福祉士修学資金等貸付事業費補助(県負担分)単【4カ年】

(事業開始年度：平成21年度)

実施主体	(福)熊本県社会福祉協議会	負担割合	県10/10 (全体フレームは国9/10+県1/10)
平成30年度予算額	15,502千円	(根拠法令等)	介護福祉士等修学資金貸付制度実施要綱(国)
平成29年度予算額	15,504千円		

<目的>

介護福祉士又は社会福祉士の資格取得を目指す学生等に対して、修学資金や、再就職のための経費を貸与し、修学・再就職を容易にすることにより、質の高い人材の養成・確保を図る。

<事業内容>

指定した介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設等に在学し、介護福祉士又は社会福祉士の資格取得を目指す学生等や、介護職への再就職を目指す者を対象に、修学資金や、再就職のための経費を貸与する熊本県社会福祉協議会に対して、貸付原資を助成する。



### 3 長寿社会局

#### (2) 認知症対策・地域ケア推進課 事業体系

「(新)」は新規事業、「(単)」は単独事業、  
「[4カ年)」は熊本復旧・復興4カ年戦略関連事業を表す

		頁	
いつまでも住み慣れた 地域で暮らせるための 取組み	市町村介護保険事業 の円滑な運営	介護給付費県負担金交付事業(単)	76
		第1号保険料県負担金交付事業(単)	76
		地域支援事業交付金交付事業(単)	76
要介護認定支援事業		77	
介護給付適正化推進事業		77	
ケアプラン点検支援体制構築事業(単)		77	
介護保険審査会設置運営事業(単)		78	
介護保険低所得者対策特別事業		78	
介護保険財政安定化基金事業		79	
高齢者住宅改造助成事業(単)		79	
第7期介護保険事業計画策定支援事業(単)		80	
認知症対策の推進	認知症診療・相談体制強化事業【4カ年】	80	
	「熊本モデル」認知症疾患医療機能強化事業(単) 【4カ年】	81	
	(新)精神科病院による一般病院認知症対応力向 上支援事業(単)【4カ年】	81	
	認知症総合支援研修事業(単)	81	
	認知症介護研修等事業(単)【4カ年】	82	
	認知症介護の質の向上支援事業【4カ年】	82	
	若年性認知症対策事業【4カ年】	82	
	(新)認知症サポーターアクティブチーム支援事業【4カ年】	83	
	(新)「熊本モデル」若年性認知症対応力向上支援 事業(単)【4カ年】	83	
	高齢者権利擁護等推進事業	84	
	高齢者人権啓発事業	84	
	権利擁護人材育成事業(単)【4カ年】	85	
	地域包括ケアの推進	地域包括ケア推進体制強化事業(単)【4カ年】	85
(新)自立支援型ケアマネジメント多職種人材育成 事業(単)【4カ年】		86	
地域包括ケア構築に向けた民間活動促進事業(単)【4カ年】		86	
在宅医療介護連携支援事業(単)【4カ年】		87	
在宅医療連携推進事業(単)【4カ年】		87	
(新)在宅医療センター事業(単)【4カ年】		87	
(新)在宅療養・看取り支援事業(単)【4カ年】		87	
在宅歯科医療連携室整備事業(単)【4カ年】		88	
在宅歯科診療器材整備事業(単)【4カ年】		88	
訪問看護ステーション等経営強化支援事業(単)【4カ年】		88	
中山間地域等創生による地域包括ケア推進事業(単)【4カ年】		89	
(新)介護予防・日常生活支援総合事業の促進に向 けた市町村支援事業(単)【4カ年】		89	
熊本型介護予防機能強化事業【4カ年】		90	
ケアマネジメント活動推進事業(単)【4カ年】		90	

介護給付費県負担金交付事業 単

(事業開始年度：平成12年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
平成30年度予算額	25,097,863千円	(根拠法令等)	
平成29年度予算額	24,678,339千円	介護保険法第123条第1項及び第2項	

<事業内容>

介護保険の給付に要する費用のうち県が負担する分(施設サービス分は17.5%、他は12.5%)について、市町村に対して助成する。

第1号保険料県負担金交付事業 単

(事業開始年度：平成27年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
平成30年度予算額	106,319千円	(根拠法令等)	
平成29年度予算額	98,630千円	介護保険法第124条の2	

<事業内容>

介護保険の第1号保険料について、給付費とは別枠で公費を投入し、低所得者の高齢者の保険料軽減を強化するため、保険料の軽減に要する費用のうち県が負担する分(軽減分の25%)について、市町村に対して助成する。

地域支援事業交付金交付事業 単

(事業開始年度：平成18年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
平成30年度予算額	1,163,255千円	(根拠法令等)	
平成29年度予算額	808,722千円	介護保険法第115条の45、第123条第3項及び第4項	

<目的>

介護保険の被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

<対象>

市町村

<事業内容>

市町村が実施する「地域支援事業」に対して、介護保険法で定められた率を乗じて交付金を交付する。

地域支援事業の事業構成は次のとおり。

1 新しい介護予防・日常生活支援総合事業

(1)介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス 通所型サービス その他の生活支援サービス 介護予防ケアマネジメント

(2)一般介護予防事業

2 包括的支援事業

(1)地域包括支援センターの運営

(2)在宅医療・介護連携の推進

(3)認知症施策の推進

(4)生活支援サービスの体制整備

3 任意事業



## 要介護認定支援事業

(事業開始年度：平成10年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2
平成30年度予算額	5,663千円	(根拠法令等) 介護保険法第27条第2項、認定調査員等研修事業の実施について (H20.6.4老発第0604001号 厚生労働省老健局長通知)	
平成29年度予算額	4,945千円		

### <目的>

全国一律の基準に基づく公平公正な要介護認定の事務運営が行われるよう認定調査員等の資質向上のための研修を実施し、もって円滑な介護保険制度の運営に資するものとする。

### <事業内容>

- 1 認定調査員研修事業  
認定調査員に対し、認定調査の手法、調査の留意点等の研修を実施することにより、認定調査事務の円滑化・適正化を図る。
- 2 介護認定審査会委員研修事業  
介護認定審査会委員に対し、要介護認定のしくみ、認定調査の内容等について研修を実施することにより、認定審査事務の円滑化・適正化を図る。
- 3 主治医研修事業  
主治医に対し、要介護認定のしくみ、主治医意見書の記載方法等について研修を実施することにより、要介護認定に係る審査判定の重要な資料である主治医意見書の記載方法等の適正化を図る。

## 介護給付適正化推進事業

(事業開始年度：平成25年度)

実施主体	県	負担割合	国10/10
平成30年度予算額	404千円	(根拠法令等) 介護給付適正・適切化推進事業実施要綱 第3期熊本県介護給付適正化プログラム	
平成29年度予算額	518千円		

### <目的>

第3期熊本県介護給付適正化プログラムに基づき、保険者(市町村)における介護給付適正化の取組みを支援し、介護サービスの適切化及び介護給付費や介護保険料の抑制を目指す。

### <事業内容>

- 1 保険者に対する研修会の開催
- 2 圏域別の介護給付適正化検討会の開催
- 3 取組みが低迷する保険者への実地支援の実施
- 4 国保連合会と連携した市町村支援の実施(不適切な介護報酬請求等のチェック)

## ケアプラン点検支援体制構築事業 単

(事業開始年度：平成27年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10(医療介護総合確保基金)
平成30年度予算額	1,812千円	(根拠法令等) 第3期熊本県介護給付費適正化プログラム	
平成29年度予算額	1,641千円		

### <目的>

保険者が行うケアプラン点検について、より専門的な指導・助言によりケアマネジメントの質向上につながるよう、県介護支援専門員協会等と連携し広域的な支援体制の構築を図る。

### <事業内容>

- 1 保険者が実施するケアプラン点検へ指導者レベルの介護支援専門員が同行し実地支援を実施。
- 2 圏域単位での保険者及び主任介護支援専門員等を対象とした研修の実施。

介護保険審査会設置運営事業 単

(事業開始年度:平成11年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
平成30年度予算額	10,044千円	(根拠法令等) 介護保険法第183条、第184条、第188条 介護保険法施行令第46条等	
平成29年度予算額	9,804千円		

<目的>

介護保険法第183条の規定に基づく審査請求の処理を目的とする。

<事業内容>

介護保険審査会において、市町村(保険者)等が行った行政処分に対する審査請求の審理・裁決を行う。

介護保険低所得者対策特別事業

(事業開始年度:平成12年度)

実施主体	市町村	負担割合	国1/2 県1/4 市町村1/4
平成30年度予算額	10,044千円	(根拠法令等) 低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について(H12.5.1老発第474号 厚生省老人保健福祉局長通知)	
平成29年度予算額	9,804千円		

<目的>

低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減のため、市町村が行う低所得者の利用者負担額の軽減への取組みに対して支援を行う。

<対象及び事業内容>

- 1 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する利用者負担の免除  
低所得者世帯であって、障がい者施策によるホームヘルプサービスの利用者で一定の要件を満たす者については、利用者負担を全額免除する。
- 2 社会福祉法人等による生計困難者等に対する利用者負担の軽減  
介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、低所得で特に生計が困難である者及び生活保護受給者の利用者負担を軽減する場合に、当該社会福祉法人等に対し助成する。
- 3 中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担の軽減  
中山間地域等の地域が存在する市町村において、訪問介護等のサービスを提供する小規模事業所を運営する社会福祉法人等が市町村民税本人非課税の者(生活保護受給者を除く)の利用者負担を軽減する場合に、当該社会福祉法人等に対し助成する。

介護保険財政安定化基金事業

(事業開始年度：平成12年度)

実施主体	県	負担割合	国 1 / 3	県 1 / 3	市町村 1 / 3
平成30年度予算額	24,061千円	(根拠法令等)			
平成29年度予算額	33,086千円	介護保険法第147条			

<目的>

市町村の介護保険財政の安定化を図るため、通常努力を行っても生じる保険料未納や給付費の見込み誤り等に起因する財政不足について、財政安定化基金を設け、市町村に対して貸付又は交付を行う。

<事業内容>

1 貸付事業

(1)貸付の要件

- ・年度を単位とした保険料収納率低下又は給付費増加による赤字が見込まれること
- ・3年間の事業運営期間(以下、「期間」という。)の1、2年目は、その年度において財政不足が見込まれること
- ・期間の3年目は期間を通じた財政不足が見込まれること

(2)貸付額の算定

- ・期間の1、2年目については、財政不足見込み額の1.1倍の範囲内で貸付可能
- ・期間の3年目については、基金事業対象費用額から基金事業対象収入額と基金交付額を控除した額の1.1倍の範囲内で貸付可能

(3)貸付金の返還

- ・次期期間中に毎年総額の1/3ずつを償還する。

2 交付事業

(1)交付の要件

- ・期間を通じて保険料不足(保険料収納額の実績額が予定額を下回る)と財政不足(基金対象事業について収入額が費用額を下回る)が見込まれること

(2)交付額の算定

- ・原則として保険料不足額の1/2、財政不足額が保険料不足額より少ない場合は、財政不足額の1/2を交付

高齢者住宅改造助成事業 単

(事業開始年度：平成8年度)

実施主体	市町村	負担割合	県 1 / 3	市町村 1 / 3	本人 1 / 3
平成30年度予算額	12,228千円	(根拠法令等)			
平成29年度予算額	14,386千円	熊本県高齢者及び障がい者住宅改造助成事業実施要項			

<対象>

要介護認定を受けた、又は同等の程度と認められる65才以上の高齢者のいる世帯で、生計中心者の前年所得税課税年額が7万円以下の世帯

<事業内容>

要介護高齢者の在宅生活での自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担軽減を図る目的で住宅改造に必要な経費を助成する(中核市を除く)。

1 上限額 700千円

2 対象経費 玄関、廊下、階段、居室、浴室、便所、洗面所、台所等在宅の要介護高齢者が利用する部分の改造に要する経費

第7期介護保険事業計画策定支援事業単

(事業開始年度：平成28年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10(地域福祉基金)
平成30年度予算額	2,940千円	(根拠法令等) 介護保険法第5条第2項、第119条第1項 熊本県地域福祉基金運営要綱	
平成29年度予算額	2,751千円		

<目的>

2025年には団塊の世代が全て75歳以上に達し、さらに高齢化が進行する中で、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、市町村における第7期(平成30年度から平成32年)介護保険事業計画の推進及び介護保険業務の効率化等を支援する。

<事業内容>

市町村における介護保険事業計画の推進及び業務効率化等を支援するための、会議や研修会等を実施する。

認知症診療・相談体制強化事業【4カ年】

(事業開始年度：平成21年度)

実施主体	県	負担割合	別記(事業ごとに記載)
平成30年度予算額	78,112千円	(根拠法令等) 介護保険法第118条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条 認知症疾患医療センター運営事業実施要綱 認知症地域医療支援事業実施要綱 認知症総合戦略推進事業実施要綱 熊本県地域福祉基金運営要綱	
平成29年度予算額	70,524千円		

<目的>

高齢化の進展により認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症に関する医療技術の向上や医療と介護の連携、認知症に関する相談体制の充実を図ることにより、住み慣れた地域で安心して暮らせる体制を構築する。

<事業内容>

- 1 認知症疾患医療センター運営事業(実施主体：県(委託先：県内12の医療機関)、負担割合：国1/2、県1/2)  
認知症の適切な診断、合併症対策等、認知症の医療体制を整備するため、県内12の医療機関に委託して認知症疾患医療センターを設置する。
- 2 認知症家族支援体制強化事業(実施主体：県(委託先：(公社)認知症家族の会 熊本県支部)、負担割合：国1/2、県1/2)  
認知症の人やその家族等からの相談に対応するため、(公社)認知症家族の会 熊本県支部に委託し、熊本県認知症コールセンター(認知症ほっとコール)を設置する。
- 3 かかりつけ医認知症対応力向上研修(実施主体：県(委託先：(公社)熊本県医師会)、負担割合：県10/10)  
高齢者が日頃から受診するかかりつけ医を対象に、認知症診療スキルの向上を図るため、(公社)熊本県医師会に委託して研修を実施する。
- 4 市町村認知症施策研修事業(実施主体：県、負担割合：国1/2、県1/2)  
市町村における認知症施策の更なる推進を図るため、先進事例の紹介や情報交換等を行う研修を実施する。
- 5 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修事業(実施主体：県(委託先：(公社)熊本県看護協会)、負担割合：県10/10)  
病院勤務の医師、看護師等の医療従事者に対し研修を行うことで、身体疾患を合併する認知症の方への対応力向上や認知症疾患医療センターを始めとした専門医療機関と病院との連携強化を一層促進するため、一部を(公社)熊本県看護協会に委託し、研修を実施する。
- 6 歯科医師向け認知症対応力向上研修(実施主体：県(委託先：(一社)熊本県歯科医師会)、負担割合：県10/10)  
歯科医師の認知症対応力向上を図るため、(一社)熊本県歯科医師会へ委託して研修を実施する。
- 7 薬剤師向け認知症対応力向上研修(実施主体：県(委託先：(公社)熊本県薬剤師会)、負担割合：県10/10)  
薬剤師の認知症対応力向上を図るため、(公社)熊本県薬剤師会へ委託して研修を実施する。

「熊本モデル」認知症疾患医療機能強化事業 単 【4力年】

(事業開始年度：平成24年度)

実施主体	国立大学法人熊本大学	負担割合	県10/10(地域医療介護総合確保基金(介護分))
平成30年度予算額	35,000千円	(根拠法令等) 介護保険法第118条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条	
平成29年度予算額	35,000千円		

<目的>

認知症専門医や認知症に習熟した専門スタッフを養成し、認知症の早期発見・早期対応の取組みを推進する。

<事業内容>

国立大学法人熊本大学が実施する認知症専門医等を養成する次の事業に助成する。

- 1 認知症専門医の養成。
- 2 認知症医療に習熟した看護師、精神保健福祉士等の専門職を養成するための研修や、認知症初期集中支援チーム員等への支援業務。

新 精神科病院による一般病院認知症対応力向上支援事業 単 【4力年】(事業開始年度：平成30年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10(地域医療介護総合確保基金(医療分))
平成30年度予算額	10,100千円	(根拠法令等) 認知症施策推進総合戦略 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条	
平成29年度予算額	- 千円		

<目的>

認知症の人が肺炎や外傷等の治療を安心して受けることができるよう、精神科病院による一般科病院の認知症対応力向上のための体制を構築する。

<事業内容>

熊本県精神科協会に対して、一般科病院の認知症診療支援及び医師・看護師向けの研修等に要する費用を助成する。

認知症総合支援研修事業 単

(事業開始年度：平成27年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10(地域医療介護総合確保基金(介護分)) (一部：県10/10)
平成30年度予算額	1,834千円	(根拠法令等) 介護保険法第118条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条 地域支援事業実施要綱 認知症地域医療支援事業実施要綱	
平成29年度予算額	2,977千円		

<目的>

各市町村が設置する認知症初期集中支援チームと各市町村が配置する認知症地域支援推進員が円滑に事業を実施できるよう研修を実施する。

<事業内容>

- 1 認知症初期集中支援推進事業(実施主体：県、負担割合：県10/10)  
認知症初期集中支援チーム員の要件である研修の実施(伝達研修の実施)及び国が定める認知症初期集中支援チーム員の要件である研修を受講したものによる伝達研修を実施する。(委託により実施)
- 2 認知症地域支援推進員研修事業(実施主体：県、負担割合：県10/10)  
市町村の認知症地域支援推進員に必要な知識、連携、ネットワークづくり等について研修を実施する。

### 認知症介護研修等事業単【4力年】

(事業開始年度：平成18年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10(地域医療介護総合確保基金(介護分)) (一部：県単費10/10)
平成30年度予算額	3,605千円	(根拠法令等) 介護保険法第118条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条 認知症介護実践者等養成事業実施要項 熊本県認知症介護実践研修等実施要項	
平成29年度予算額	4,253千円		

<目的>

認知症介護施設従事者向けの研修を実施し、認知症介護に係る知識や技術の向上を図る。

<事業内容>

認知症介護実務者(介護保険施設等の従事者)を対象に、認知症介護の知識や技術習得を目的とした研修を実施する。

### 認知症介護の質の向上支援事業【4力年】

(事業開始年度：平成29年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2、県1/2
平成30年度予算額	1,926千円	(根拠法令等) 高齢者権利擁護等推進事業実施要綱 熊本県地域福祉基金運営要綱	
平成29年度予算額	1,547千円		

<目的>

認知症であっても、その人の個性や人生を重んじ尊厳を尊重するケアを実現するため、認知症ケアの質の向上に取り組む事業所等への支援体制を構築する。

<事業内容>

認知症介護の質の向上のため、施設の状況や課題に応じた研修を実施する。

### 若年性認知症対策事業【4力年】

(事業開始年度：平成24年度)

実施主体	県	負担割合	別記(事業ごとに記載)
平成30年度予算額	5,196千円	(根拠法令等) 認知症施策推進総合戦略 認知症総合戦略推進事業実施要綱	
平成29年度予算額	5,189千円		

<目的>

65歳未満で発症し、高齢期の認知症とは異なる課題を抱えることも多い若年性認知症の方の支援を図る。

<事業内容>

- 1 若年性認知症自立支援ネットワーク事業(実施主体：県、負担割合：国1/2、県1/2)  
若年性認知症自立支援ネットワーク会議を設置、開催する。
- 2 若年性認知症受入事業所等支援事業(実施主体：県(委託先：県内の3事業所)、負担割合：国1/2、県1/2)  
若年性認知症受入の意向がある事業所を対象に、ケアの質の向上及び事業所間のネットワークづくりを目的とした研修を実施する。

新 認知症サポーターアクティブチーム支援事業【4カ年】

(事業開始年度：平成30年度)

実施主体	県	負担割合	別記(事業ごとに記載)
平成30年度予算額	8,559千円	(根拠法令等)	認知症総合戦略推進事業実施要綱 熊本県地域福祉基金運営要綱
平成29年度予算額	7,801千円		

<目的>

認知症サポーター養成率日本一を維持しつつ、認知症サポーターが活躍できる機会を増やすことで、認知症の人とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせる体制づくりを推進する。

<事業内容>

- 1 認知症サポーターアクティブチーム認定事業(実施主体：県、負担割合：国1/2、県1/2)  
認知症サポーターがこれまで以上に活躍しやすい環境をつくり、認知症の人ができる限り住み慣れた地域の良い環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現するため、活動的な団体に対する認定制度等の運営を実施する。
- 2 キャラバン・メイトスキルアップ事業(実施主体：県、負担割合：県10/10)  
認知症サポーター養成講座の講師役であるキャラバン・メイトキャラバン・メイトの質の向上に向けた研修を開催する。
- 3 認知症サポーター見守り体制等推進補助金事業(実施主体：申請者、負担割合：国1/2、県1/2(市町村の場合30万円、その他の場合は15万円を上限とし、残りは申請者負担))  
認知症サポーターによる認知症の人やその家族の見守り体制づくりを団体や市町村が行う際に、その活動を促進するとともに、活動報告会などをおして、その具体的な取組方法を全県的に普及させるため、活動に係る経費を各申請者に助成する。
- 4 認知症サポーター養成事業(実施主体：県、負担割合：国1/2、県1/2)  
認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者である認知症サポーターを養成するため、講座を実施する。
- 5 認知症広域SOSネットワーク体制構築事業(実施主体：県、負担割合：国1/2、県1/2)  
各市町村が実施しているSOSネットワークの広域連携の在り方を検討し、広域的なSOSネットワーク体制の構築を推進するため、研修を実施する。

「熊本モデル」若年性認知症対応力向上支援事業単【4カ年】

(事業開始年度：平成29年度)

実施主体	別記(事業ごとに記載)	負担割合	別記(事業ごとに記載)
平成30年度予算額	4,340千円	(根拠法令等)	医療介護総合確保推進法第4条
平成29年度予算額	3,675千円		

<目的>

若年性認知症の方の受け入れを行う介護事業所の増加や「若年性認知症ケアパス」の普及・活用による医療・介護等の連携促進、認知症の人の視点を入れた施策の実現を図る。

<事業内容>

- 1 若年性認知症対応力向上支援事業(実施主体：県、負担割合：県10/10)  
県内3地域に専任担当者を配置することで、それぞれの地域内で若年性認知症の人の受け入れを継続して実施できる事業所及びその人材育成を行い、各地域内での若年性認知症への対応力を高める。
- 2 若年性認知症の人を支える医療・介護等連携促進支援事業(実施主体：老施協、負担割合：県1/2、事業者1/2)  
若年性認知症の人への支援等の実態調査や医療・介護・障がい等関係者によるワーキングチームによる検討、若年性認知症ケアパスの作成にかかる経費に対して助成を行う。

## 高齢者権利擁護等推進事業

(事業開始年度：平成19年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2
平成30年度予算額	4,765千円	(根拠法令等) 高齢者虐待防止法第3条第2項 高齢者権利擁護等推進事業実施要綱	
平成29年度予算額	4,753千円		

### <目的>

高齢者虐待の防止、認知症高齢者への支援など、高齢者の権利擁護を推進するための体制づくりを目指すとともに、高齢者の虐待防止に係る研修等を実施し、高齢者の権利擁護を図る。

### <事業内容>

- 1 熊本県認知症施策・高齢者権利擁護推進会議  
学識経験者、関係団体、行政等からなる高齢者権利擁護推進会議を開催し、認知症高齢者への支援体制、高齢者への虐待防止に関する検討等を行う。
- 2 高齢者権利擁護等推進事業  
介護保険施設等の職員を対象に、認知症ケアの理解や身体拘束をしない介護知識・技術を身に付けるための研修を実施するなど、高齢者の権利擁護の推進に取り組む。
- 3 広域本部・地域振興局ネットワークの設置  
各圏域における関係機関・団体の連絡会議を設置し、高齢者権利擁護及び高齢者虐待防止に係るネットワークを構築する。
- 4 専任職員の配置  
市町村において虐待が疑われる介護施設への立入りを行う際の同行、研修の企画及び関係機関との調整を行う嘱託職員を熊本県認知症対策・地域ケア推進課に配置する。

## 高齢者人権啓発事業

(事業開始年度：平成19年度)

実施主体	県	負担割合	国10/10
平成30年度予算額	814千円	(根拠法令等) 高齢者虐待防止法第3条第2項 高齢者権利擁護等推進事業実施要綱	
平成29年度予算額	814千円		

### <目的>

高齢者虐待等を防止するとともに、高齢者の権利擁護を図るため、市町村職員等に対して、研修等を実施し、資質向上及び相談体制の充実を図る。

### <事業内容>

市町村、地域包括支援センター等の職員を対象とした高齢者の権利擁護に関する研修会を実施する。



権利擁護人材育成事業 単【4カ年】

(事業開始年度：平成28年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10(地域医療介護総合確保基金(介護分))
平成30年度予算額	23,453千円	(根拠法令等) 老人福祉法第32条の2 高齢者虐待防止法第28条 障害者虐待防止法第44条 介護保険法第118条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条 熊本県地域福祉基金運営要綱 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)	
平成29年度予算額	31,417千円		

<目的>

今後の認知症高齢者の増加を踏まえると、判断能力の低下した認知症高齢者等の権利擁護推進のために成年後見制度を活用する必要性が高まることから、成年後見制度の普及・啓発を行い、制度利用の促進を図る。

<事業内容>

- 各圏域における成年後見制度に係る事例検討会等の実施  
 専門職団体と連携して、各圏域において成年後見制度に係る事例検討会(対象：市町村職員、地域包括支援センター職員)及び研修(対象：民生委員)を行い、成年後見制度の利用促進を図る。
- 成年後見制度に係る研修会等の実施  
 市町村職員、市町村社協や介護保険施設、障がい者施設職員等を対象とした研修会を開催する。また、成年後見制度や権利擁護に関する制度の普及・啓発を図るためパンフレット等を配布する。  
 さらに、生活支援員等を対象とした市民後見人養成講座上位研修を実施する。
- 法人後見広域化の促進  
 複数の市町村にわたる広域的な範囲で法人後見の利用促進、強化に取り組む圏域に対して、後見センターの運営費を助成する。

地域包括ケア推進体制強化事業 単【4カ年】

(事業開始年度：平成26年度)

実施主体	別記(事業ごとに記載)	負担割合	別記(事業ごとに記載)
平成30年度予算額	6,701千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保推進法第4条 介護予防市町村支援事業実施要綱 熊本県地域福祉基金運営要綱	
平成29年度予算額	7,396千円		

<目的>

住み慣れた家や地域で安心して暮らし続けられるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービス等が切れ目なく包括的に利用できる地域包括ケアシステム構築に向けて、関係機関が連携したオール熊本づくりを推進する。また、その中核となる市町村、地域包括支援センターの機能強化を支援することで、地域包括ケアシステム構築を加速化する。

<事業内容>

- 地域包括ケア推進体制づくり事業(事業主体：県、負担割合：地域福祉基金10/10)  
 オール熊本づくり推進のため、関係団体との意見交換会等を実施する。
- 地域包括支援センター職員等研修事業(事業主体：県、負担割合：地域医療介護総合確保基金(介護分)10/10)  
 限られた人員で機能を最大限発揮できるよう地域包括支援センター職員及び市町村職員に対する研修を実施する。
- 在宅医療介護連携加速化事業(事業主体：県、負担割合：地域福祉基金10/10)  
 在宅医療介護連携推進のため、研修会等を実施する。
- 自立支援型ケアマネジメントに向けた地域ケア会議推進研修事業(事業主体：県、負担割合：国1/2、地域福祉基金1/2)  
 自立支援型ケアマネジメントに向けた地域ケア会議を充実するため、地域ケア会議の構成員等に対する研修会を実施する。

自立支援型ケアマネジメント多職種人材育成事業 単【4カ年】 (事業開始年度：平成29年度)

実施主体	熊本県、県医師会、県看護協会、 県歯科医師会、県歯科衛生士会	負担割合	県10/10 (地域医療介護総合確保基金(医療分))
平成30年度予算額	5,977千円	(根拠法令等)	
平成29年度予算額	- 千円	医療介護総合確保推進法第4条	

<目的>

高齢者が住み慣れた家や地域で、安全安心で自立した生活をできるよう、医療・介護・生活支援等の専門職に対して自立支援に資するスキルに関する研修を実施するとともに、介護事業所と医療機関のネットワークの充実強化を進め、医療・介護サービス基盤の充実を図る。

<事業内容>

- 1 介護事業所に勤務する看護師人材育成事業(事業主体：熊本県看護協会、負担割合：地域医療介護総合確保基金(介護分)10/10)  
介護事業所勤務の看護職員を対象に、要介護者の要介護度の重度化の予防・自立支援を行うためのケアマネジメントに関する研修会を開催する。
- 2 在宅歯科従事者研修事業(事業主体：県、負担割合：地域医療介護総合確保基金(医療分)10/10)  
在宅歯科診療に携わる歯科医師や歯科衛生士を対象に、口腔ケアや摂食嚥下や多職種連携に関する研修会を開催する県歯科医師会に対して助成する。
- 3 歯科衛生士による高齢者の自立支援事業(事業主体：県、負担割合：地域医療介護総合確保基金(介護分)10/10)  
歯科衛生士を対象に、在宅歯科医療、施設口腔ケア、介護予防等に関する研修や、地域ケア会議での助言ができる歯科衛生士の育成を目的とした研修会を開催する県歯科衛生士会に対して助成する。
- 4 多職種における自立支援人材育成事業(事業主体：県、負担割合：地域医療介護総合確保基金(介護分)10/10)  
自立支援型ケアマネジメントに向けた地域ケア会議の開催の普及や専門職のネットワークを構築するため、地域ケア会議に参画している多職種等に対する研修会を実施する熊本県作業療法士会へ助成する。

地域包括ケア構築に向けた民間活動促進事業 単【4カ年】 (事業開始年度：平成28年度)

実施主体	市町村と連携して、高齢者等の在宅生活に必要な活動を新たに開発し、取り組みを行う民間事業者及び団体	負担割合	県10/10(地域福祉基金) (50万円を上限とし、残りは事業者負担)
平成30年度予算額	2,663千円	(根拠法令等)	
平成29年度予算額	2,663千円	熊本県地域福祉基金運営要綱	

平成28年度予算額の欄には、平成27年度2月補正予算額(全額繰越)を記入している。

<目的>

市町村が、民間事業者や団体等の提供するサービスを地域資源として活用する取組みを促進し、在宅生活の支援の充実を図り、高齢者が住み慣れた家や地域で安心して生活を継続することができるよう、それぞれの地域の特性に応じた在宅生活に必要な体制整備を推進する。

<事業内容>

地域包括ケア体制づくりを推進するため、市町村と連携して、高齢者等の在宅生活に必要な活動を新たに創出し、取組みを行う民間事業者等に対し、活動費を助成する。

### 在宅医療介護連携支援事業単【4力年】

(事業開始年度：平成28年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10(地域福祉基金)
平成30年度予算額	24,802千円	(根拠法令等)	
平成29年度予算額	24,917千円	熊本県地域福祉基金運営要綱	

<目的>

在宅医療の充実に向け、病院及び診療所の在宅医療への取組みを促進するとともに、医療・介護等の在宅医療を支援する関係機関の連携の強化、在宅医療についての関係者及び住民の理解の促進、訪問看護等の支援サービス提供体制の充実等を図る。

<事業内容>

保健所が、圏域内の医師会や看護協会等の関係団体、診療所や訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、市町村等の関係機関と連携して、地域の実情に応じた在宅医療支援体制づくりに取り組む。

### 在宅医療連携推進事業単【4力年】

(事業開始年度：平成23年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10(地域医療介護総合確保基金(医療分))
平成30年度予算額	4,972千円	(根拠法令等)	
平成29年度予算額	4,982千円	医療介護総合確保推進法第4条	

<目的>

病気になっても安心して居宅等で暮らすことができるよう、訪問診療や訪問看護等の在宅医療を県内全域で利用できる体制の整備を図る。

<事業内容>

在宅医療の現状・課題の抽出、分析、対策、多職種連携のあり方などについて検討するため、在宅医療連携体制検討協議会を開催する。また、地域毎(保健所単位)に在宅医療連携体制検討地域会議を開催する。

### 新在宅医療センター事業単【4力年】

(事業開始年度：平成30年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10(地域医療介護総合確保基金(医療分))
平成30年度予算額	20,136千円	(根拠法令等)	
平成29年度予算額	-千円	疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について(厚生労働省通知)	

<目的>

高齢化の進展や病床機能の分化・連携により増加が見込まれる在宅医療の需要に対応し、在宅医療を適切に提供する拠点の整備を図る。

<事業内容>

県在宅医療センター及び地域在宅医療センターを整備し、在宅医療の4つの機能「入退院支援」、「日常の療養支援」、「急変時対応」及び「看取り」の充実を図る。

### 新在宅療養・看取り支援事業単【4力年】

(事業開始年度：平成30年度)

実施主体	県(委託先：熊本県看護協会)	負担割合	県10/10(地域医療介護総合確保基金(医療分))
平成30年度予算額	3,218千円	(根拠法令等)	
平成29年度予算額	-千円	医療介護総合確保推進法第4条	

<目的>

高齢者の住まいの場が多様化する中、住み慣れた家や地域で安心して最期の時を迎えられるよう、在宅看取りの体制整備を行う。

<事業内容>

- 1 在宅看取りに関する実態調査や検討会議の開催
- 2 住民や関係者に対する看取りに関する普及啓発等。

在宅歯科医療連携室整備事業単【4カ年】

(事業開始年度：平成26年度)

実施主体	(一社)熊本県歯科医師会	負担割合	県1/2(地域医療介護総合基金(医療分)) 事業者1/2
平成30年度予算額	1,228千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保推進法第4条 熊本県保健医療計画 熊本県歯科保健医療計画	
平成29年度予算額	1,228千円		

<目的>

入院から在宅へ移行する際、口腔ケアを受けるための相談窓口及び訪問歯科診療を行う歯科医療機関を紹介するとともに医療・介護の間での連携の窓口として機能する在宅歯科医療連携室を整備する。

<事業内容>

在宅歯科医療連携室の運用費に対して助成する。

在宅歯科診療器材整備事業単【4カ年】

(事業開始年度：平成26年度)

実施主体	医療機関	負担割合	県1/2(地域医療介護総合基金(医療分)) 事業者1/2
平成30年度予算額	5,969千円	(根拠法令等) 医療介護総合確保推進法第4条 熊本県保健医療計画 熊本県歯科保健医療計画	
平成29年度予算額	5,969千円		

<目的>

在宅歯科診療機器の整備により、在宅療養支援歯科診療所の登録を増加させ、県下全域での訪問歯科診療サービスの提供を可能にする。

<事業内容>

訪問歯科診療を行う歯科診療所での訪問歯科診療車や、在宅歯科医療実施のための機器整備に必要な経費を助成する。

訪問看護ステーション等経営強化支援事業単【4カ年】

(事業開始年度：平成28年度)

実施主体	法人、(公社)熊本県看護協会、教育機関等	負担割合	県10/10 (地域福祉基金、地域医療介護総合基金(医療分))
平成30年度予算額	25,643千円	(根拠法令等) 熊本県地域福祉基金運営要綱、医療介護総合確保推進法第4条	
平成29年度予算額	25,643千円		

<目的>

地域ケアシステムの構築を図る上で必要な在宅医療の充実の要となる、訪問看護サービス提供体制を安定化・高度化することにより、在宅医療環境の充実を図る。

<事業内容>

- 1 小規模訪問看護ステーション経営支援事業  
訪問看護師を新たに採用し人材育成に取り組む中山間地域の小規模な訪問看護ステーションに、一定期間運営費を助成する。
- 2 訪問看護ステーションアドバイザー派遣事業  
訪問看護事業所にアドバイザーを派遣し、経営管理や看護技術面等を個別に支援する。
- 3 訪問看護師等人材育成事業  
訪問看護師等、退院調整を行う人材等の育成を行う。
- 4 訪問看護サービス相談対応強化事業  
訪問看護ステーション関係者等からの相談に対応するため、熊本県看護協会において電話又は面接による随時対応可能な相談窓口を設置、運営する。

中山間地域等創生による地域包括ケア推進事業 単【4カ年】

(事業開始年度：平成27年度)

実施主体	中山間地域等で在宅サービス拠点や生活支援サービスの基盤づくりに取り組む事業者等(市町村を含む)	負担割合	県10/10(地域福祉基金) (上限超過分は事業者負担)
平成30年度予算額	9,488千円	(根拠法令等)	
平成29年度予算額	9,542千円	熊本県地域福祉基金運営要綱	

<目的>

中山間地域における在宅サービス提供体制の充実・向上を図り、高齢者が住み慣れた家や地域で安心して住み続けることができるよう、それぞれの地域の特性に応じた在宅生活を支える基盤づくりを支援する。

<事業内容>

包括ケア体制づくりを推進するため、次の事業を実施する。

- 1 市町村等への助成
  - (1)市町村等活動経費(上限50万円)
  - (2)施設整備費(補助率1/2、上限100万円)
  - (3)立上げ期の運営費の助成(上限10万円/月)
- 2 補助事業実施市町村等で開催する住民ワークショップ等現地活動への参加
- 3 補助事業に取り組む市町村間の情報交換会の開催や取組の成果を他の市町村へ普及 など

新 介護予防・日常生活支援総合事業の促進に向けた市町村支援事業 単【4カ年】

(事業開始年度：平成30年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10(地域福祉基金、地域医療介護総合確保基金(介護分))
平成30年度予算額	8,081千円	(根拠法令等)	
平成29年度予算額	4,766千円	熊本県地域福祉基金運営要綱 介護保険法第118条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条	

<目的>

県内全ての高齢者が安心して在宅生活を維持できるよう、県内外の先進地事例等からサービス提供体制の構築等に向けた知識・技術の取得や、サービス創出、内容の充実等を学ぶための研修等を行うことで、県内全体のサービス提供水準の向上につなげる。

<事業内容>

- 1 介護予防・日常生活支援総合事業サービス促進事業  
市町村及び地域包括支援センターの担当者等を対象とした研修会を開催する。
- 2 生活支援コーディネーター等の資質向上支援事業  
生活支援コーディネーター等を対象とした研修会及び連絡会を開催する。
- 3 地域包括ケアシステム構築に向けた民間活動促進事業  
別記
- 4 総合事業指定事業者等情報管理事業  
総合事業における指定事業者情報等のシステム登録及び管理を実施する。

熊本型介護予防機能強化事業【4カ年】

(事業開始年度：平成12年度)

実施主体	県、一部委託(委託先：熊本地域リハビリテーション支援協議会他18箇所)	負担割合	別記(事業ごとに記載)
平成30年度予算額	16,931千円		(根拠法令等) 介護保険法第5条 介護予防市町村支援事業実施要綱 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について(H18.3.31老発第0331003号・老老発0331016) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条
平成29年度予算額	16,925千円		

<目的>

介護予防はリハビリテーションの理念を踏まえて「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要である。

本事業はこのような効果的なアプローチを実践することを目的に、市町村の介護予防事業への支援を行うとともに、地域においてリハビリテーション専門職を生かした自立支援に資する取組みを推進し、高齢者が生きがい・役割を持って生活できる地域づくりを行う。

<事業内容>

- 1 介護予防市町村支援事業(事業主体：県(委託先(一部))：(公社)熊本県医師会、医療機関等)、負担割合：国1/2 県1/2)

研修会や意見交換を通して市町村が実施する介護予防の事業評価や住民主体の介護予防の展開方法等についての技術的支援を行う。

また、地域においてリハビリテーション専門職を生かした自立支援に資する取組みを推進するため、市町村及び介護予防事業所等に対し、リハビリテーションの技術的支援を行う。さらに、地域リハビリテーション広域支援センターの協力機関として地域密着リハビリテーションセンターを指定し、今後のニーズの増加に対応できるようリハビリテーション専門職の派遣調整体制の充実を図る。

- 2 地域リハビリテーション指導者育成事業(事業主体：県(委託先：熊本地域リハビリテーション支援協議会)、負担割合：県10/10(地域医療介護総合確保基金(医療分)))

医療機関に従事するリハビリテーション専門職等に対し、地域で活動できる指導者となるよう研修等を実施する。

ケアマネジメント活動推進事業単

(事業開始年度：平成10年度)

実施主体	県	負担割合	別記(事業ごとに記載)
平成30年度予算額	2,748千円		(根拠法令等) 介護保険法第69条の2、第69条の7、第69条の8 介護保険法施行規則第113条の4、第113条の16、第113条の18、第140条の68 介護保険法施行令第37条の15 介護支援専門員資質向上事業の実施について(H18.6.15老発第0615001号厚生労働省老健局長)
平成29年度予算額	2,731千円		

<目的>

要介護者等が可能な限り住み慣れた地域で、その人らしい、自立した生活を送るためには、多様なサービス主体が連携をして要介護者等を支援できるよう、適切にケアマネジメントを行うことが重要である。その中核的な役割を担う介護支援専門員が養成段階で受講する研修内容の見直しと、指導にあたる研修講師の質の向上を図ることで、養成された介護支援専門員により、利用者本位、自立支援、公正中立等の理念に基づいた、適切なケアマネジメントが実践されることを目的とする。併せて、介護支援専門員名簿の適切な管理を実施する。

<事業内容>

- 1 介護支援専門員法定研修の見直しのための研修向上委員会の開催等(負担割合：県10/10(地域医療総合確保基金(介護分)))
- 2 介護支援専門員の新規登録・更新等に係る事務(負担割合：県10/10(手数料は自己負担))
- 3 研修講師の質の向上及び指導ポイントの共有を図るための講師養成研修の実施(負担割合：県10/10(地域医療総合確保基金(介護分)))

### 3 長寿社会局

#### (3) 社会福祉課 事業体系

「(単)」は県単独事業、「[4カ年]」は熊本復旧・復興4カ年戦略関連事業を表す。

頁

健康福祉政策の推進体制の整備	監査による社会福祉施設等の体制の整備	社会福祉施設指導監査事業	92
	地域における福祉活動の推進と相談体制の充実	民生委員費	92
	権利擁護のための支援体制の整備	日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)	92
		福祉サービス運営監視・苦情解決事業	93
		福祉サービス第三者評価推進事業(単)	93
母子家庭、寡婦、父子家庭及び低所得者世帯などの自立への支援	低所得者世帯の自立への支援	生活保護法による保護	93
		行旅病人及び行旅死亡人の救護(単)	95
		生活困窮者自立支援プラン推進事業[4カ年]	95
		生活保護世帯からの進学「夢」応援事業(単)[4カ年]	95
		生活福祉資金貸付事業	96
		矯正施設等退所者社会復帰支援事業	97
		生活困窮者総合相談支援事業[4カ年]	97
戦没者遺家族などへの援護	旧軍人軍属等恩給進達事務	98	
	戦傷病者戦没者遺族等援護事務	99	
	戦傷病者特別援護事務	100	
	特別給付金等支給事務	101	
	引揚者等援護事務	101	

## 社会福祉施設指導監査事業

(事業開始年度：平成3年度)

実施主体	県	負担割合	県 10 / 10 (一部 国 1 / 2)
平成30年度予算額	2,038千円	(根拠法令等) 社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について(H13.7.23雇児発第487号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知)	
平成29年度予算額	2,032千円		

### <事業内容>

社会福祉法人及び同法人が運営する社会福祉施設等の適正な運営確保を目的に、指導監査を実施する。

また、指導監査結果について、指摘事項の早期改善を図るとともに、福祉サービスを利用する県民等へ情報を提供するために、公表(県庁ホームページに掲載等)する。

## 民生委員費

(事業開始年度：昭和23年度)

実施主体	県、市町村(熊本市を除く)	負担割合	県 10 / 10 (一部 国 1 / 2、県 1 / 2)
平成30年度予算額	184,209千円	(根拠法令等) 民生委員法第5条、第6条、第18条、第20条、第26条 生活困窮者自立相談支援事業等の実施について(H27.7.27社援発0727第2号)	
平成29年度予算額	183,364千円		

### <目的>

社会福祉の増進のために住民の立場に立って相談や援助を行う民生委員・児童委員を支援する。

### <事業内容>

- 民生委員・児童委員に対する手当を支給する。
- 民生委員・児童委員が地域福祉活動を行う上で必要な社会福祉に関する知識や技術の習得を図るため次の研修会等を開催する。
  - (1)一般研修会(地域振興局単位で実施) (2)市町村民生委員・児童委員協議会会長研修
  - (3)中堅民生委員・児童委員研修
- 市町村民生委員・児童委員協議会活動の充実や推せん会委員の活動を支援するため次の事務を行う。
  - (1)市町村民生委員・児童委員協議会の活動の充実のための助成 (2)市町村民生委員推せん会委員の費用弁償の助成
  - (3)単位民生委員・児童委員協議会が実施する民生委員・児童委員活動PRのための助成

## 日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)

(事業開始年度：平成11年度)

実施主体	(社福)熊本県社会福祉協議会	負担割合	国 1 / 2 県 1 / 2
平成30年度予算額	36,535千円	(根拠法令等) 生活困窮者自立相談支援事業等の実施について(H27.7.27社援発0727第2号)	
平成29年度予算額	34,377千円		

### <目的>

熊本県社会福祉協議会が実施主体となって、認知症高齢者や知的障がい者など判断能力が不十分な方を対象に、福祉サービスの利用等を援助し、地域で自立した生活を送ることができるよう支援する。

### <事業内容>

- 熊本県社会福祉協議会に設置された「地域福祉権利擁護センター」において、次の業務を行う。
  - (1)市町村社会福祉協議会の指導・支援 (2)「契約締結審査会」(利用者の意思確認)の運営
  - (3)広報啓発業務 (4)生活支援員等に対する研修業務
- 熊本県社会福祉協議会又は熊本県社会福祉協議会から委託を受けた市町村社会福祉協議会は、次の業務を行う。
  - (1)相談・調査 (2)支援計画の策定、契約締結 (3)生活支援員の派遣及び指導監督
- 生活支援員は、熊本県社会福祉協議会若しくは市町村社会福祉協議会と契約した利用者に対し、利用者の経費負担により、次の業務を行う。
  - (1)福祉サービスの利用援助
    - 情報提供、助言 手続援助(申込手続の同行・代行、契約締結)
    - 福祉サービスの利用料の支払い 苦情処理制度の利用援助 等
  - (2)日常的金銭管理
    - 通帳、権利証書等の保管等



## 福祉サービス運営監視・苦情解決事業

(事業開始年度：平成12年度)

実施主体	(福)熊本県社会福祉協議会	負担割合	国1/2 県1/2
平成30年度予算額	6,162千円	(根拠法令等) 生活困窮者自立相談支援事業等の実施について(H27.7.27社援発0727第2号 厚生労働省社会援護局長通知)	
平成29年度予算額	6,106千円		

### <目的>

熊本県社会福祉協議会に設置された「運営適正化委員会」において、福祉サービスに関する苦情を適切に解決し、また、日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)の適正な運営を確保する。

### <事業内容>

#### 1 運営適正化委員会

- (1) 「運営監視部会」の設置及び運営監視事業の運営  
日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)の監視 実施主体に対する助言、現地調査又は勧告
- (2) 「苦情解決部会」の設置及び苦情解決事業の運営  
苦情解決に必要な調査、指導、助言、あっせん 県への通報、情報提供

#### 2 運営適正化委員会事務局

福祉サービス利用者からの苦情受付 運営適正化委員会及び各部会の開催に伴う事務  
事業者に対する巡回指導

## 福祉サービス第三者評価推進事業単

(事業開始年度：平成16年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10 (地域福祉基金)
平成30年度予算額	2,283千円	(根拠法令等) 熊本県福祉サービス第三者評価事業推進要綱	
平成29年度予算額	2,299千円		

### <目的>

福祉事業者が提供する福祉サービスの質を公正・中立な第三者評価機関が専門的・客観的に評価することで、福祉サービスの質の向上を図るとともに、利用者の適切な福祉サービスの選択に資する。

### <事業内容>

- 1 第三者評価推進委員会の運営(評価機関の認証、評価基準の策定・更新等)
- 2 評価調査者養成研修・継続研修の実施
- 3 評価事業の普及啓発(パンフレットの配布、説明会の開催)

## 生活保護法による保護

(事業開始年度：昭和25年度)

実施主体	県、市	負担割合	国3/4 県、市1/4
平成30年度予算額	(県分)3,859,365千円	(根拠法令等) 生活保護法	
平成29年度予算額	(県分)4,163,101千円		

### <目的>

生活に困窮する者に対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する。

### <対象>

資産や能力の全てを活用して得られる収入と厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費を比較して、収入が最低生活費に満たない者

### <事業内容>

困窮の程度に応じて必要な保護を行うとともに、要保護者個々の需要に応じた援助を行う。

生活扶助 住宅扶助 教育扶助 介護扶助 医療扶助 出産扶助 生業扶助 葬祭扶助

## 被保護世帯数

(月平均)

年 度	県 計			郡 部			市 部			全国平均 保護率
	被保護世帯数		被保護人員数 保護率	被保護世帯数		被保護人員数 保護率	被保護世帯数		被保護人員数 保護率	
	実 数	実 数		実 数	実 数		実 数	実 数		
H25	19,264	26,212	14.50	1,568	2,094	5.94	17,696	24,118	16.58	17.0
H26	19,883	26,804	14.94	1,645	2,183	6.26	18,240	24,622	17.03	17.1
H27	20,303	27,056	15.15	1,737	2,299	6.64	18,566	24,757	17.19	17.1
H28	19,795	25,829	14.55	1,728	2,236	6.55	18,012	23,593	16.46	16.9
H29	19,495	25,123	14.25	1,742	2,237	6.64	17,717	22,886	16.05	

保護率は‰(パーミル：1000分の1) 四捨五入の関係で内訳数と合計とは必ずしも一致しない。  
H29は、平成30年3月現在の速報値。  
保護停止中を含む。

## 被保護世帯類型

(県計：月平均)

年 度	高 齢 者		母 子		傷病、障がい者		そ の 他		合 計	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
H25	8,647	45.2	1,016	5.3	6,493	33.9	2,994	15.6	19,150	100
H26	9,221	46.6	1,022	5.2	6,460	32.7	3,076	15.6	19,779	100
H27	9,816	48.6	1,002	5.0	6,246	30.9	3,119	15.5	20,183	100
H28	10,079	51.3	908	4.6	4,692	23.9	3,971	20.2	19,650	100
H29	10,378	53.7	824	4.3	5,352	27.7	2,791	14.4	19,354	100

四捨五入の関係で内訳数と合計とは必ずしも一致しない。

H29は、平成30年2月現在の速報値。

保護停止中を含まない。

## 生活保護費の推移

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
総 額	38,648,416	39,740,065	41,608,143	42,746,673	43,593,199	42,086,058
生活扶助	11,549,419	12,373,874	12,567,353	12,965,044	12,635,362	12,311,590
住宅扶助	4,046,917	4,398,266	4,635,353	4,827,845	4,984,704	4,944,247
教育扶助	188,618	203,242	213,838	230,308	221,977	212,933
介護扶助	605,303	662,757	738,198	815,305	839,675	849,363
医療扶助	21,189,811	20,989,816	22,352,316	22,762,420	23,730,961	22,555,398
出産扶助	4,051	5,445	4,504	6,318	4,576	7,332
生業扶助	110,189	115,890	111,081	112,578	114,680	110,102
葬祭扶助	95,093	82,792	90,750	88,737	99,069	86,191
施設事務費	889,015	907,983	894,749	934,747	953,690	1,000,496
就労自立給付金	-	-	-	3,372	8,501	8,406

## 生活保護申請件数の推移(熊本市を含む県全体)

年 度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
件 数	4,049	3,741	3,678	3,677	3,459	3,246
対 前 年 度 比	+15.0%	-7.6%	-1.7%	0.0%	-5.9%	-6.2%

行旅病人及び行旅死亡人の救護 単

(事業開始年度：明治32年度)

実施主体	市町村	負担割合	県10/10
平成30年度予算額	868千円	(根拠法令等) 行旅病人及び行旅死亡人取扱法 熊本県行旅病人、行旅死亡人等の救護及び取扱いに関する要領 (S62.7.17社福第733号)	
平成29年度予算額	868千円		

<目的>

身元不明の病人及び死亡人の救護を行う。

<対象>

歩行に堪えない行旅中の病人等で療養の途を有せず、かつ救護者のいない者及び行旅中の死亡者で引取人のいない者

<事業内容>

上記の者の救護に要した経費を法に基づき負担する(指定都市を除く)。

行旅病人及び行旅死亡人件数の推移(熊本市除く)

		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
行旅病人	件数	1	0	0	0	0
	支出額(千円)	375	0	0	0	0
行旅死亡人	件数	3	3	1	4	1
	支出額(千円)	349	535	33	563	101

生活困窮者自立支援プラン推進事業【4カ年】

(事業開始年度：平成27年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2 (一部国2/3 県1/3)
平成30年度予算額	129,975千円	(根拠法令等) 生活困窮者自立支援法	
平成29年度予算額	137,462千円		

<目的>

生活保護受給者や非正規雇用労働者等の増加により、生活困窮に至るリスクの高い層が増加し、生活保護に至る前の段階の「第2のセーフティーネット」として制定された生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者の自立・就労支援のための各種サービスの整備を図ることを目的とする。

<対象>

生活困窮者(現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者)

<事業内容>

- 1 就労準備支援事業 就労に必要な訓練を実施
- 2 子どもの学習援助事業 生活困窮世帯の子どもへの学習支援
- 3 家計相談支援事業 家計に関する相談・指導、貸付の斡旋
- 4 一時生活支援事業 住宅のない生活困窮者に対して一時的な宿泊場所や衣食の提供等

生活保護世帯からの進学「夢」応援事業 単【4カ年】

(事業開始年度：平成21年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
平成30年度予算額	14,259千円	(根拠法令等) 生活保護世帯からの進学「夢」応援資金貸付要項(H22.10.1告示第912号)	
平成29年度予算額	14,623千円		

<目的>

生活保護世帯から大学等での就学を希望する者に対して、その生活費を貸し付けることにより、自立の意欲を高め将来的に貧困の連鎖を断ち切ることを目的とする。

<対象>

生活保護世帯から世帯分離された子どもで、大学等(大学・短大・専修学校・各種学校・熊本県立技術短期大学校・熊本高等技術訓練校)で就学する者

<事業内容>

大学等で就学する者に対し、生活費(生活保護基準の居宅(第1類)に掲げる額のうち年齢区分12歳~19歳に対応する額を限度)の貸付けを実施。

(参考)平成29年度 熊本市居住者の場合 月額35,410円以内

生活福祉資金貸付事業

(事業開始年度：昭和30年度)

実施主体	(社福)熊本県社会福祉協議会	負担割合	原資 事務費	国2/3 県1/3 国1/2 県1/2(一部 国10/10)
平成30年度予算額	14,346千円	(根拠法令等) 生活困窮者自立相談支援事業等の実施について(平成27年7月27日社援発0727第2号)		
平成29年度予算額	14,349千円			

<目的>

低所得者、障がい者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とする。

<対象>

低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯

<事業内容>

「生活福祉資金の種類」掲載の低利資金貸付けと必要な相談支援を一体的に行う。貸付窓口は、市町村社会福祉協議会。県は熊本県社会福祉協議会の貸付事務費等に対して助成する。

<生活福祉資金の種類 (H29.4.1現在)>

資金の種類		内容	貸付限度額		保証人 貸付利率	据置期間	償還期間
総合支援資金	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	二人以上世帯	月額20万円以内	保証人あり 無利子	最終貸付の日から6月以内	据置期間 経過後10年以内
			単身世帯	月額15万円以内			
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内		保証人なし 年1.5%	貸付の日から6月以内	
一時生活再建費	生活を再建するため一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60万円以内					
福祉資金	福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要なと見込まれる費用	580万円以内 (資金の用途に応じて目安額あり)		保証人あり 無利子 保証人なし 年1.5%	貸付の日から6月以内	据置期間 経過後20年以内
	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	10万円以内		保証人不要 無利子	貸付の日から2月以内	据置期間 経過後12月以内
教育支援資金	教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、高等専門学校、短期大学、大学に修学するために必要な経費	高校	月額3.5万円以内	保証人不要 無利子	卒業後6月以内	据置期間 経過後20年以内
			高専	月額6万円以内			
			短大	月額6万円以内			
			大学	月額6.5万円以内			
	就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、高等専門学校、短期大学、大学への入学に際し必要な経費	50万円以内				
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として貸付ける生活資金	土地の評価額の70%程度、月額30万円以内 (貸付期間) 借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間		推定相続人の中から選任 年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率	契約の終了後3月以内	据置期間 終了時
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として貸付ける生活資金	土地・建物の評価額の70%程度(集合住宅50%) 生活扶助費の1.5倍以内 (貸付期間) 借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間		保証人不要 3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率		

福祉資金については、東日本大震災及び熊本地震により被災した低所得世帯の特例あり

## 矯正施設等退所者社会復帰支援事業

(事業開始年度：平成22年度)

実施主体	県	負担割合	国3 / 4 県1 / 4
平成30年度予算額	21,477千円	(根拠法令等) 生活困窮者自立相談支援事業等の実施について(H27.7.27社援発0727第2号)	
平成29年度予算額	19,252千円		

### <目的>

高齢又は障がいのため、福祉的な支援を必要とする矯正施設(以下、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院を指す。)退所予定者について、本人が矯正施設入所中から退所後直ちに福祉サービス等(障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など)につなげるための準備を保護観察所等と協働して進める役割を担う「熊本県地域生活定着支援センター」を設置し、司法と福祉が連携して、矯正施設退所者等の社会復帰を支援し、再犯防止対策に資することを目的とする。

### <対象>

矯正施設退所予定者等

### <事業内容>

- 1 コーディネート業務
- 2 フォローアップ業務
- 3 相談支援業務

## 生活困窮者総合相談支援事業【4力年】

(事業開始年度：平成27年度)

実施主体	県	負担割合	国3 / 4 県1 / 4
平成30年度予算額	108,777千円	(根拠法令等) 生活困窮者自立支援法	
平成29年度予算額	109,186千円		

### <目的>

生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、生活困窮者に対する支援の種類及び内容等を記載した計画の作成などの支援を行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

### <事業内容>

生活困窮者の把握及び相談受け付けのための窓口を設置し、また、支援実施のための支援員を配置して、生活困窮者に対する包括的かつ継続的な支援を行う。

旧軍人軍属等恩給進達事務

(事業開始年度：昭和28年度)

実施主体	県	負担割合	国10/10
平成30年度予算額	267千円	(根拠法令等) 恩給法	
平成29年度予算額	267千円		

<対象>

旧軍人・軍属

<事業内容>

旧軍人・軍属等に係る各種恩給の請求指導及び国への請求書の進達

<年金恩給の種類と対象者>

種 類		対 象 者	恩給額(平成27年度最低保障額)	
本人 に 対 す る 給 付	普 通 恩 給	実在職年数が最短恩給年限以上の者 (長期在職者)	65歳以上の場合 1,132,700円 65歳未満の場合 849,500円	
		実在職年数が最短恩給年限未満の者 (短期在職者)で65歳以上の者又は傷 病恩給や戦傷病者・戦没者遺族等援 護法による障害年金受給者	実在職9年以上 849,500円 実在職6年以上 679,600円 実在職6年未満 568,400円	
	傷 病 恩 給	増 加 恩 給	公務に起因する傷病により、重度の 障がいをも有する者(在職年数に関係 なく、原則として普通恩給が併給)	障がいの程度に応じて 1,853,000円~9,729,100円
		傷 病 年 金	公務に起因する傷病により、比較的 軽度の障がいをも有する者	障がいの程度に応じて 961,000円~1,686,000円
		特例傷病恩給	昭和16年12月8日以後、本邦等で職 務に関連して受傷罹病し、障がいをも 有する旧軍人等	障がいの程度に応じて 743,000~7,417,100円
	遺 族 に 対 す る 給 付	普 通 扶 助 料		普通恩給受給者の遺族 長期在職 792,000円 (寡婦加算を含む額 944,800円) 実在職9年以上 594,000円 (寡婦加算を含む額 746,800円) 実在職6年以上 475,200円 (寡婦加算を含む額 628,000円) 実在職6年未満 404,800円 (寡婦加算を含む額 557,600円)
公 務 関 係 扶 助 料		公 務 扶 助 料	公務傷病により死亡した者の遺族 (戦没者の遺族がその代表例) (遺族加算額含む額 1,966,800円)	
		増 加 非 公 死 扶 助 料	公務以外の事由により死亡(平病 死)した増加恩給受給者の遺族 1,420,700円	
		特 例 扶 助 料	昭和16年12月8日以後、本邦等で職 務に関連する傷病により死亡した旧 軍人等の遺族 (遺族加算額含む額 1,573,500円)	
傷 病 者 遺 族 特 別 年 金		平病死した傷病年金又は特例傷病恩 給受給者の遺族 傷病年金や第1款症以上404,800円 (遺族加算額含む額 557,600円) 第2款症以下303,600円 (遺族加算額含む額 456,400円)		

戦傷病者戦没者遺族等援護事務

(事業開始年度：昭和27年度)

実施主体	県	負担割合	国10/10
平成30年度予算額	1,226千円	(根拠法令等)	
平成29年度予算額	1,215千円	戦傷病者戦没者遺族等援護法	

<対象>

旧軍人・軍属又は準軍属及びその遺族

<事業内容>

- 1 軍人・軍属又は準軍属に係る各種年金等の請求指導及び国への請求書の進達
- 2 戦没者遺族相談員の研修

年金等給付の種類

(平成30年度)

	年金等種別	給付の内容	年金額
本人に対する給付	障害年金	公務傷病又は勤務関連傷病により一定程度以上の障がいをもつ者に給する。	公務傷病 9,729,100～961,000円 勤務関連 7,417,100～743,000円
	障害一時金	障がいの程度が第1款症から第5款症までの者は障害一時金を選択できる。	公務傷病 6,088,000～2,855,000円 勤務関連 4,640,900～2,177,100円
遺族に対する給付	遺族年金(遺族給与金)	公務傷病により死亡した者の遺族に給する。	公務傷病死 先順位者 1,966,800円 後順位者 72,000円
	弔慰金	公務又は勤務関連傷病により死亡した者の遺族に給する(遺族年金(遺族給与金)に併給)。	50,000円
	特例遺族年金(特例遺族給与金)	勤務関連傷病により死亡した者の遺族に給する。	勤務関連死 先順位者 1,573,500円 後順位者 56,400円
	平病死遺族年金(平病死遺族給与金)	第1款症以上公務の障害年金受給者が当該傷病以外の事由で死亡した場合その遺族に給する。	先順位者 1,573,500円 後順位者 56,400円
	障害者遺族特例年金(障害者遺族特例給与金)	勤務関連又は第2款症以下公務の障害年金受給者が当該傷病以外の事由で死亡した場合その遺族に給する。	公務傷病第2款症以下 勤務関連傷病第1款症以上 557,600円 第2款症以下 456,400円
特設年金(特設給与金)	公務傷病等に併発したと考えられる疾病により、一定期間内に死亡した者の遺族に給する。	公務傷病後の併発死亡 456,400円 勤務関連傷病後の併発死亡 335,000円	

(注) ( )内は準軍属に係る遺族給付の名称

先順位者、後順位者：配偶者、子、父母、孫、祖父母等の順序で、数字の小さい者が先順位者、大きい者が後順位者となる。

戦傷病者特別援護事務

(事業開始年度：昭和38年度)

実施主体	県	負担割合	国10/10
平成30年度予算額	292千円	(根拠法令等)	
平成29年度予算額	431千円	戦傷病者特別援護法	

<対象>

戦傷病者手帳所持者

<事業内容>

軍人軍属等であった者で、国が公務上の負傷・疾病と認めた者に対し、療養給付などの援護を行う。

種類	内容		
戦傷病者手帳の交付	日本国籍を有する軍人、軍属等であって恩給法による公務疾病の程度が、款症以上(旧軍人、準軍人は第4目症以上)の障がい及び公務上の傷病のため、厚生労働大臣が療養を必要と認めた者に対して交付する。		
療養の給付	戦傷病者(戦傷病者手帳の交付を受けた者)が公務上の傷病により療養を受ける必要があるときは療養の給付を行う。		
療養手当の支給	療養の給付を受けている者で引続き1年以上入院している者に対して、月額30,300円を支給する。ただし、傷病恩給等受給者を除く。		
葬祭費の支給	療養の給付を受けていた者の死因が公務上の傷病である場合に、その葬祭を行った者に206,000円を支給する。		
更生医療の給付	公務上の傷病により傷病の程度が第5款症以上の戦傷病者が更生医療を必要とするときは、更生のため必要な医療の給付を行う。		
国立保養所への収容	公務上の傷病で、傷病の程度が第2項症以上の重度障がい者に対し、国立保養所に収容し、療養させることができる。		
補装具の支給及び修理	視覚障がい、聴覚障がい、言語機能障がい及び中枢神経機能障がい又は肢体不自由の状態にある戦傷病者に対し、補装具の支給及び修理を行う。(ほぼ第3款症以上のもの)		
JR無賃乗車(船)券急行券引換証の交付	傷病の程度が目症以上の者に対し、毎年その障がいの程度に応じ、乗車(船)券、急行券引換証を交付する。(障がい区分は新法によるものである。)		
	戦傷病者の障がいの程度	乗車券引換証枚数(年度間)	
		甲種(戦傷病者と介護者)	乙種(戦傷病者単身)
	特別項症	12枚	-
	第1項症	-	12枚
	第2項症	1枚	10枚
	第3項症	2枚	8枚
		3枚	6枚
		4枚	4枚
		5枚	2枚
6枚		-	
第5項症		-	6枚
第6項症	1枚	4枚	
	2枚	2枚	
	3枚	-	
第1款症(旧第7項症)	-	4枚	
	1枚	2枚	
	2枚	-	
	-	4枚	
	1枚	2枚	
第2款症(旧第1款症)	1枚	2枚	
	2枚	-	
	-	4枚	
	1枚	2枚	
	2枚	-	
第1目症	-	2枚	
	-	-	
	1枚	-	
	-	-	



特別給付金等支給事務

(事業開始年度：昭和38年度)

実施主体	県	負担割合	国10/10
平成30年度予算額	7,187千円	(根拠法令等) 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法 戦没者等の遺族に対する特別甲慰金支給法 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法	
平成29年度予算額	9,621千円		

<対象>

(一定の基準日において次の要件を満たす者に支給)

1 戦没者等の妻に対する特別給付金

- (1) 昭和6年9月18日(満洲事変)以後の、公務起因により死亡した者の妻(事実婚を含む)
- (2) 次の給付を受ける権利を有する妻  
公務扶助料 特例扶助料 遺族年金 遺族給与金 旧令共済組合殉職年金 など

2 戦没者等の遺族に対する特別甲慰金

(1) 支給資格要件

- 死亡者の死亡当時における三親等内の親族であること
- 年金給付(遺族年金、遺族給与金、公務扶助料等)の受給権を有する遺族がないこと
- 日本国籍を有していること
- 死亡者との親族関係が終了(離縁)していないこと

(2) 支給順位 ... 父母から兄弟姉妹までについては、生計関係等により順位の条件がある。

甲慰金受給権者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、左記以外の3親等内の親族

3 戦傷病者等の妻に対する特別給付金

- (1) 戦傷病者等と婚姻(事実上の婚姻を含む)している妻であること
- (2) 戦傷病者等と離婚(事実上の離婚を含む)していないこと
- (3) 戦傷病者等が恩給法に定める第5款症以上の障がいの程度を有し、年金給付(障害年金、増加恩給、傷病年金等)を受けていること
- (4) 日本国籍を有していること

4 戦没者の父母等に対する特別給付金

- (1) 昭和6年9月18日(満洲事変)以後に公務起因による負傷または疾病により死亡した者の父母又は祖父母
- (2) 戦没者死亡当時、その戦没者以外に氏を同じくする子も孫もなく、かつその後、氏を同じくする子も孫も有するに至らなかった父母または祖父母
- (3) 基準日において、次の給付を受ける権利を有する者  
公務扶助料 特例扶助料 遺族年金 遺族給与金 旧令共済組合殉職年金 など

<事業内容>

戦没者等の遺族に対する各種給付金等の請求指導及び裁定

引揚者等援護事務

(事業開始年度：昭和56年度)

実施主体	県、市町村	負担割合	国3/4 県、市1/4 (一部：国10/10)
平成30年度予算額	24,883千円	(根拠法令等) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	
平成29年度予算額	34,478千円		

<対象>

中国残留孤児、中国残留婦人

<事業内容>

- 1 中国残留邦人の帰国手続き及び帰国後の定着自立の援護を行う。
- 2 中国残留邦人帰国者の老後の生活の安定を図るため、老齢基礎年金の満額支給を補完する生活支援(支援給付：生活保護の例により実施)を行う。
- 3 中国残留邦人が地域社会の一員として生き生きと暮らすことができるよう地域社会における生活支援等(通訳の派遣、日本語教育の支援等)を行う。

